

3.商号

3-1.意義

(1)意義

商人・会社が営業上の活動において自己を表示するために使う名称

事例 3-a 商号

星宮さんは個人で「なんでも弁当」という名の弁当屋を営んでいる。星宮さんの弁当屋は「なんでも弁当」として近隣に広く知られ、人気がある。

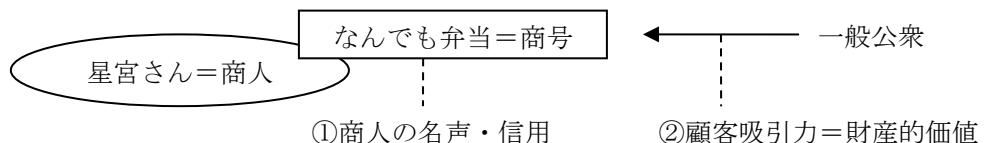
商標

商標=商品・サービスを特定するための名称・マーク

例：東京ディズニーランド=商標、株式会社オリエンタルランド=商号

登録を受けた商標には商標権が認められる（知的財産権の一種）

(2)機能



(3)個数

会社以外の商人→商号単一の原則 例：パン屋と本屋を営む場合

会社 6 I →名称が商号

(4)選定

商号自由主義（商号選定自由の原則）（商 11 I）←江戸時代の屋号（俵屋、越後屋 etc.）

会社 7（会社であると誤認されるおそれのある文字）

会社の種類（会社 6 II III）

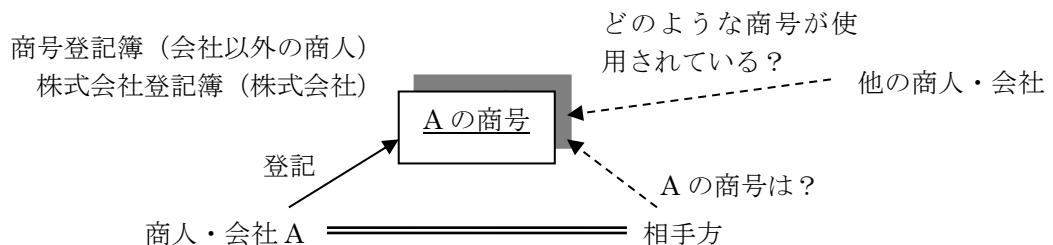
業種による商号の制限（銀行 6、信託業 14、保険 7、金商 31 の 3 等）

商号中に事業目的を示す文字（銀行、信託、証券等）を用いなければならない
これらの事業を営まない者は商号中にこのような文字を用いてはならない

3-2.登記・使用・譲渡

(1)登記

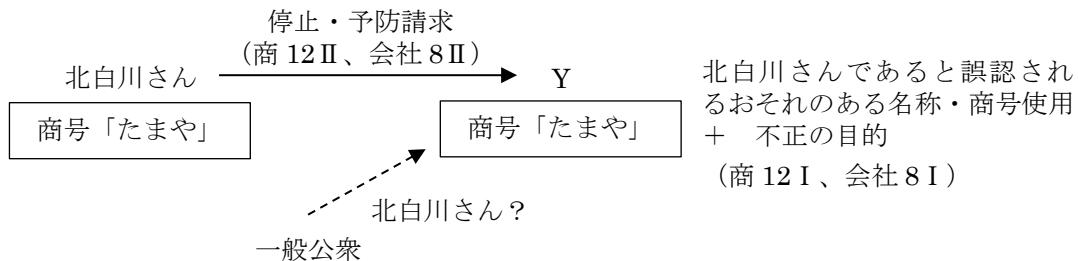
会社以外の商人（商 11 II） ⇔ 会社（株式会社：会社 911 III ②）



(2)他の商人・会社と誤認させる名称・商号の使用禁止 (商 12、会社 8)

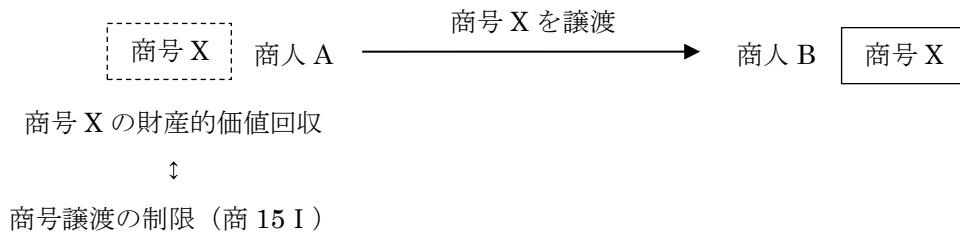
事例 3-b 不正目的による商号使用

北白川さんは「たまや」という商号でもち屋を営んでいる。ところが、北白川さんとは何の関係もないYが、少し離れた場所で「たまや」という商号を使用してもち屋を始めた。



規制の趣旨=営業主体の誤認防止→「不正の目的」とは

(3)商号譲渡の制限 (商 15 I)



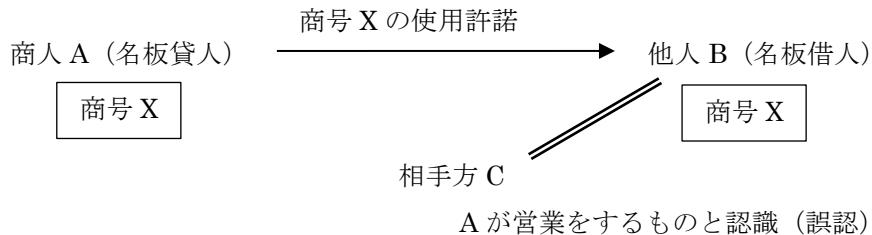
商 15 I : ①営業とともに譲渡する場合、②営業を廃止する場合

*商 15 と同様の規定は会社法になし——商号譲渡と同様の結果を別の手段で達成できる?

3-3.名板貸

(1)意義

商人・会社が自己の商号を使用して営業・事業を行うことを他人に許諾



- ・著名な商人・会社の信用利用
- ・免許・登録営業 (多くの場合禁止: 金商 36 の 3、道運 33 条、宅建業 13 など)

(2)名板貸人の責任 (商 14、会社 9)

名板貸人は、名板貸人がその営業を行うものと認識して名板借人と取引をした者に対して、名板借人と連帶して、その取引によって生じた債務を弁済する責任を負う

権利外觀法理

=外觀への信頼を保護するために、外觀を作り出した者が責任を負うというルール
他の例として、表見支配人 (会社 13、商 24)、表見代表取締役 (会社 354)

取引の相手方の主觀的要件

最判昭 41・1・27 民集 20-1-111 (誤認について重過失ある相手方)

最判昭 43・6・13 民集 22-6-1171 (相手方の重過失の証明責任)

(3)名板貸人と名板借人の営業の同種性

相手方の誤認→名板貸人と名板借人の営業の同種性？

事例 3-c 名板貸人と名板借人の営業の同一性

Yは「現金屋」という商号で店舗を構えて電気器具商を営んでいたが、廃業して他所に引っ越した。Yは、その際に「現金屋」の看板をそのままにするとともに、Y名義のゴム印、印鑑、小切手帳等を店舗に置いたままにしておいた。その後、Yの使用人であったMは、同じ店舗で同じ商号で食料品店を始めたが、Yもそのことを知っていた。また、Yは、電気器具商を営んでいた頃に利用していたY名義の預金口座をMが利用することを承諾していた。XはMに対して食料品を卸していたが、取引相手方はYであると考えていた。

最判昭 43・6・13 民集 22-6-1171

「商号は、法律上は特定の営業につき特定の商人を表わす名称であり、社会的には当該営業の同一性を表示し、その信用の標的となる機能をいとなむものである。商法二三条〔商 14、会社 9〕は、このような事実に基づいて、自己の商号を使用して営業をなすことを他人に許諾した者は、自己を営業主と誤認して取引した者に対し、同条所定の責任を負うべきものとしているのである。したがって、現に一定の商号をもって営業を営んでいるか、または、従来一定の商号をもって営業を営んでいた者が、その商号を使用して営業を営むことを他人に許諾した場合に右の責任を負うのは、特段の事情のないかぎり、商号使用の許諾を受けた者の営業がその許諾をした者の営業と同種の営業であることを要するものと解するのが相当である。」

「ところで、本件において、……上告人〔Y〕は、その営んでいた電気器具商をやめるに際し、従前店舗に掲げていた「現金屋」という看板をそのままにするとともに、上告人名義のゴム印、印鑑、小切手帳等を店舗においていたままにしておき、訴外篠崎〔M〕が「現金屋」の商号で食料品店を経営することおよびその後経営していたことを了知していたこと、同訴外人は、本件売買取引の当時、右ゴム印および印鑑を用いて上告人名義で被上告会社〔X〕……にあてて約束手形を振り出していたこと、上告人は、自己の営業当時、売上金を「現金屋」および上告人名義で銀行に普通預金にし、その預金の出し入れについて上告人名義の前記印鑑を使用していたが、訴外篠崎が食料品店を始めるに当たつて、同訴外人に対して自己の右預金口座を利用することを承諾し、同訴外人もこれをを利用して預金の出し入れをしていたこと、同訴外人は上告人の営業当時の使用人であり、かつ上告人の営業当時の店舗を使用した関係にあつたというのである。このような事実関係のもとにおいては、訴外篠崎が、上告人の廃業後に、上告人の商号および氏名を使用して上告人の従前の営業とは別種の営業を始めたとしても、同訴外人と取引をした被上告人……がその取引をもつて上告人との取引と誤認するおそれが十分あつたものというべきであり、したがつて、上告人の営業と訴外篠崎の営業とが業種を異にするにかかわらず、なお上告人において同訴外人の右取引につき商法二三条〔商 14、会社 9〕所定の責任を負うべき特段の事情がある場合に当たるものと解するのが相当である。」

営業の同種性

⇒ 特段の事情

(商号に営業の種類を含まず／MはYの元使用人／看板はそのままでその名で営業)

判例=同種性を実は重視せず? — 学説=同種性を要求しないのが多数説

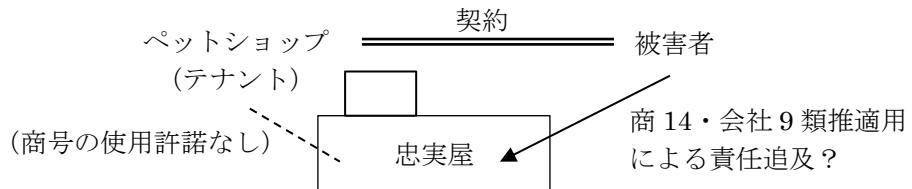
(4) 黙示の許諾

事例 3-c の場合

(5) 類推適用

事例 3-d スーパーマーケットのテナントと名板貸

X は、忠実屋（スーパーマーケット）小田急相模原店の屋上でテナントとしてペットショップを経営する A ペット店から手乗りインコを購入した。忠実屋の建物の外部には、忠実屋の商標を表示した大きな看板が掲げられていたが、テナント名は表示されておらず、建物内部の表示でも、ペットショップの営業主体が A ペット店であることは明らかにされていなかった。X はインコを室内で飼育していたが、インコはオウム病クラミジアにかかっていた。これが X の家族に伝染し、X の家族 1 名がこれによって死亡した。



最判平 7・11・30 民集 49-9-2972

「本件においては、一般的の買物客が…ペットショップの営業主体は忠実屋であると誤認するのもやむを得ないような外観が存在したというべきである。そして、忠実屋は、…本件店舗の外部に忠実屋の商標を表示し、〔A ペット店〕との間において、…出店及び店舗使用に関する契約を締結することなどにより、右外観を作出し、又はその作出に関与していたのであるから、忠実屋は、商法二三条〔商 14、会社 9〕の類推適用により、買物客と〔A ペット店〕との取引に関する名板貸人と同様の責任を負わなければならない。」